

## 第2回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会開催結果概要

日時 平成27年11月4日(水) 13:00~15:00

場所 青森国際ホテル 3階 孔雀の間

(事務局)

それでは、ただいまから、第1回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会を開催致します。  
開会に当たり鈴木健康福祉部次長から御挨拶申し上げます。

(鈴木次長)

第2回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。  
本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃から健康福祉行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、先に開催しました第1回会議では、本県の子どもの貧困計画の策定の基本的な方向性等について、ご検討いただいたところです。

この間、国においては、10月1日から「子供の未来応援国民運動」が始動し、貧困の連鎖の解消を目指して、支援を必要とする人に必要な支援が届くよう、当事者や支援者が支援情報を検索できるポータルサイトを含むホームページが開設されたほか、企業や個人などからの寄付を結集し、必要な支援を行っていく「子供の未来応援基金」が創設されるなど、子どもの貧困対策が具体的に動きはじめています。

本日の会議では、本県における子どもの貧困対策に関する県計画の素案を皆様にお示しし、内容について御議論いただくこととしております。国の動きが具体化する中で、本県の実情に即した県計画とするため、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見等を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

(事務局)

ここで恐縮ではございますが、鈴木次長につきましては公務のため退席とさせていただきます。

(事務局)

ここで皆様に会議内容の公開についてお願い申し上げます。この会議は公開を原則としております。また議事録として皆様の発言内容を要約して、県のホームページに掲載いたします。あらかじめご了承ください。

それでは議事に入りたいと思います。委員会設置要綱第4条第2項の規定によりまして、委員長が会議の議長となりますので、ここからの進行は委員長にお願いしたいと思います。

(後藤委員長)

それでは次第に従って進めます。まず(1)です。

青森県子どもの貧困対策推進計画(素案)概要について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料1により説明

(後藤委員長)

資料1の説明に関しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

(中嶋委員)

2ページの指標のところですが、24・25については、都道府県別のデータはないということでしたが、子どもの貧困に関する対策ということであれば、貧困率がポイントになると思います。仮に出せないとして、1から23の指標を達成することによって貧困率は低下するものなのか、国の方でそのような示し方をしているかなどについてお願いします。

(事務局)

指標を個別に見て、例えば進学率が上昇したことで、貧困状態の改善が図られたとは判断できないものと考えています。国の大綱でも 25 の指標について現状値を示してはいますが、目標値は示していないこともあり、指標の動きをトータルで見えていくことになるものと考えています。

(後藤委員長)

子どもの貧困率について、青森県のデータというのはあるのでしょうか。

(事務局)

ありません。国においても貧困率が何%になれば貧困状態が解消されたことになるという目標値の設定はなく、国際的な比較をするなかで、先進国の中では貧困率が高い状況にあることが示されています。

(櫻庭委員)

「子どもの貧困」という言葉を聞いたときに、子どもには所得がないので、親の問題になるのではないかと思います。ですから親御さんたちの就労の場、所得を押し上げていくことが、結果としては進学率・就職率などに跳ね返ってくると思います。

指標として示すかどうか別にしても、親御さんの就職率をあげていくために職業訓練をしていただくなど、働く場所につなげていくような取組を重点的にやれば、結果として子どもさん方は、就職なり進学に効果が出るのではないかと思います。こうした視点はこの中に出てくるのでしょうか。

(事務局)

計画で取り組む施策の方向性については、資料 2 に記載していますが、計画では 4 つの柱のもと、施策を進めていくこととしており、教育の柱が最も最初に出て参りますが、構成としては、生活の支援、そしてご指摘の保護者の就労の支援、経済的支援ということで、保護者の就労についての取組も重点項目として掲げております。確かに現在の指標を見ますと子ども自身に関するものが多いという状況はありますので、保護者の就労に関する指標の設定が可能かどうかについては、検討させていただければと思います。

(後藤委員長)

次の資料 2 の説明でまたより具体的な内容を確認した後で資料 1 も含め、ご意見をいただきたいと思います。それでは資料 2 を事務局からお願いします。

(事務局) 資料 2 により説明

(後藤委員長)

資料 1 とあわせまして、今までのところをお願いします。

(石橋委員)

資料 2 の 2 ページ (3) (4) 、3 行目のコミュニティー・スクールですが、現在、青森県にコミュニティー・スクールはないと思います。そのなかであえて記載する必要性があるのかということ、また、「(4) 高等学校における就学継続のための支援」ですが、高校生の学力向上、あるいは進路支援のための人材を高等学校に配置する、これはどういう方を想定されているのかイメージがありましたらお願いいたします。通常の教員がいるわけですが、それ以外の人を手立てするということでしょうか。

3 点目ですが、これは提言になるのかもしれませんが、子どもの居場所をつくるということが出ています。中学生や高校生などの居場所をとすることを絡めて、具体的には学習支援と絡めたような居場所をつくるという方向性を入れ込めばいいのではないかと、という提言です。

また、就学援助の支給対象というのでも縮小しているという実態があります。そういったような今の動きというものも計画を作る段階において加味していく必要があるのではないかと、と思います。

(事務局)

コミュニティー・スクールについては、青森県に現在ありませんが、国でも中央教育審議会の中で検討が進

められている現状にあるということで、その検討状況を踏まえ対応していくということで記載してあります。

(事務局：県教育庁)

人材についての部分では、国の大綱の文章をそのまま使用していますが、意図しているところは、具体的には教員の基礎定数、学級数や生徒数に応じて計算される定数のほかに、学習指導あるいは進路指導など様々な学校課題に応じて、定数がプラスになる加配があります。その部分を国ではおそらく称しているのだらうと思われる。

(笹木委員)

資料は具体的に県の財政当局との協議が済み、予算のめどがたっているものなのかどうかということと、大綱と同じように記載したということなのであれば、あえて青森県独自の計画を作る必要はないのではないか、ということです。国が基本として示してしているものを受けて、青森県独自のものを作っていくためにこういった会議を進めている、という理解をしていますので、例えば少人数学級編制ですとか教職員等の指導体制の充実、あるいは教員の加配などは非常に経費の絡む内容になりますので、確認をさせていただきます。

また、表記の仕方として「～を行います」といった締めくくり方と、「～するよう努めます」というのがありますが、こうしたものは、この5年間の中で実現する方向で、最大限努力するという意味合いなのか、そういったところをお聞きしたい。

(事務局)

計画については、これから財政当局との調整が必要となります。文章につきましても、必ずしも国の大綱そのままということではなく、今後県で実施できるもの、県がこれから実施していく貧困対策という視点での整理を行っていくということになります。

(笹木委員)

この大綱案は、公立学校を前提という印象が強いような感じを受けます。私立学校の立場ですと、例えばソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置とか、あるいはさきほども質問がありました、進路指導のための人材の配置とか、こういった施策が私立学校を対象にしているのかどうかお聞きしたい。

(事務局)

表現としては、公立対象、私立対象ということではなく、全体としての方向性を示すものとして記載することになります。そのなかの個別の事業の方は、例えば参考資料1の1ページ目の「2. 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上」では「特色教育支援経費補助」等の、私立学校も含めた事業の裏付けがあつての資料2の表現となっております。委員各位から、表現の追加も含めご提言がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(後藤委員長)

その他何かありますか。

(齋藤委員)

大学の授業料ですが、大学で授業料を減免しているところは多いのですが、県立保健大学のように専門職を養成するとなると、授業に関連する図書、実習費・実習にかかる諸費用等を捻出しなければならないということもあり、そうした部分の経済的負担から進学に踏み切れないというような現状もあると思ひます。また、住むところも含めて、児童養護施設を退所したお子さんは、なかなか出身世帯を頼るということとはできない。家賃を自分で稼がなければならない部分もあり、学業とアルバイトを両立するなかで学業がなかなか身に入らない。貧困の連鎖から抜け出すための教育の重要性というのをもう少し見ていただきたいき、より勉強しやすい環境を整えていただけたらと思ひます。

また、当大学では、減免制度はありますが、予算の一定の枠内で減免を行うということで、希望者が多い場合、あるいは予算額により、流動的な部分があり、就学継続の計画が立てにくいということがあります。

それから、自立支援ホームの設置ですが、東北・北海道で設置されていないのは、本県と山形県のみで、全国には113か所あります。国の方針としては2019年度に190か所設置するという目標を立てております。設置の促進、というよりは設置に向けた努力をするというような、もう少し強い書き方がされていると子どもたちが安心して勉強できる環境が整い心強いのではないかと思います。

(事務局)

社会的養護の子どもたちに対する支援という観点でいくつかご質問をいただきましたのでお答えいたします。大学に進学に関して、いわゆる学費だけでは支援は足りないということではありますが、今回の計画案の中でも、「児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進するとともに大学等への進学を推進するための支援」ということで、経済的な問題だけではなく体制づくりも含め今後進めていくことを想定した内容となっております。

また、自立支援ホームについても、現在国の方では、退所児童支援ということで大学に進学した子どもの居場所も含めて、支援の在り方を検討している段階です。こうした現状を踏まえ、大学進学のための支援の一つとして、今後位置づけしていくことは可能なのではないかと考えているところです。ご指摘をいただいたとおり、本県には現在ありませんので、国が190か所の目標を掲げているなかで、青森県としても設置に向けた検討に、まず計画期間内に取り組んでいくということで記載しています。

(後藤委員長)

ありがとうございます。施設出身の子ども以外にも、生活保護世帯の子どもも、大学に進学したけれども、継続が難しいということは同じだと思います。それから、全国児童養護施設協議会会長が、施設につながる子はまだ救済の可能性が高い、という話をよくされている。というのは、施設につながっていれば、施設がバックアップできるが、全国的にはそこに繋がらない子どもたちがたくさんいて、大きな問題になっている。

また、自立支援ホームの実情を聞くと、運営も大変だということがあるそうです。開設したまではいいが、利用者がいない、職員の求人を出してもなかなか来ないなど様々な問題を抱えているようです。そういったところも含めて、進めていくにもクリアしなければならない課題があるということです。

(篠崎委員)

保護者に対する就労の支援に入るのかなと思いますが、前回は資料の中に出ていた病児保育です。ここをぜひケアしていただけるような取組の検討をお願いします。

2つ目に、大きくは生活の支援かと思いますが、貧困に密接に関わるひとり親家庭の当事者の方、親が安心して語り合える場というものをぜひ創出していただけないか。県の男女共同参画センターでも実施していると思いますが、親自身の自己肯定感の向上にもつながっている、と聞いております。ひとり親当事者ならではの共感・交流の場、情報交換の場が必要でありこういった場をぜひ今後は市町村レベルでも細かくやっていただきたい。前回の資料の中で、父子家庭の方が相談機関をなかなか活用できていない、というデータがあったかと思うのですが、父親、父子家庭はなかなか弱音を出せないというところがあり、心情を吐露できるような場を作っていっていったらいいのではと思います。それは同時に実施主体側や行政にとっても、当事者からの直の情報収集できる場でもありますし、ニーズを把握できる場でもあります。そういった場を、次の新たな取組に反映していけるのではないかと思います。

3点目は、今の案の中にも、例えば「NPOとの連携」という言葉があったかと思いますが。やはりNPO、民間の力をもっと活用して隙間の支援、例えばきめ細かい子ども支援であったり、アイデアを取り上げるような取組をやっていただけるといいと思います。一時的な助成金などの支援にとどまらず、持続可能できめ細かい取組を実現できるようにしていくことが、とても大切であると思います。行政には、民間団体が自立して、持続的に事業に取り組んでいけるような仕組みを作る支援をしていただければと思います。

それから、奨学金について前回は給付型の話が出たかと思いますが。国でも基金を創設したということもあり

ますが、なんとか県内のいろいろな人が、企業なども含めて知恵を絞って、学校を終えた時点でマイナスのスタートにならないように、貴重な人材を青森に呼び戻せるような、あるいは定着してもらえるような支援、給付というものを考えていただければと思います。

私は、NPO 法人男女共同参画をすすめる会というところにいるのですが、アウガ 5 階にある青森市の男女共同参画プラザの指定管理者として、仕事をしております。今回子どもの貧困に関するこの場において、いろいろ資料を拝見して、まさに男女共同参画と密接な関係があるなど痛感しました。男女共同参画というと非常に堅苦しく難しそうに聞こえますが、男性だから女性だからという理由で生き方が制約されたり、選択肢が狭まってしまうようなことはなくしましょう、ということを目指して取り組んでいます。これは子どもの貧困に関する法律で、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、と謳っていることに正に重なっており、全ての人々が、生まれや出自によって生き方が限定されてしまわないような社会をつくるということつながります。例えば、男性は仕事を中心、女性は家事育児を中心、というような固定的な縛りがあり、女性が出産によって、今でも 6~7 割の方が仕事を辞めます。子育てが一段落した段階で、家事育児に差し支えない状況でということパート・非正規職員をやる方が非常に多く、その結果賃金が伸び悩んでいる。実際高齢者の女性は男性に比べ貧困率が高いという現状があります。一方で男性は仕事を頑張りなさい、長時間働きなさい、男は弱音を吐くな、強くありなさいということで、非常に厳しい立場に追いやられる。ひとり親になった時に残業できない、転勤できない、出張も子どもがいるからできない、となった時に働くことを続けることが難しくなる。その結果、たとえば非正規職員の道を選ばざるをえないということもあると聞いております。男性だから女性だから、あるいは生まれがこうだから、ということで制約されない男女共同参画の視点に立って、関係者のすべての皆様方にそういった根本的な本質的なところを踏まえて取組を進めていただきたいと思います。

非正規職員の賃金が低い、でも実際やっている仕事は正規職員と変わらないといった現状もあると思います。働き方の見直しを含め課題はあるかと思えます。同一労働同一賃金制の導入であったり、在宅を含めた多様な働き方の推進であったり、あるいはワーク・ライフ・バランスの推進であったり、そういったことも進めていかなければならない。これは子どもの貧困にとどまるわけではもちろんなく、すべての施策にかかってくると思えます。

(後藤委員長)

回答は特にこれは答えをということではないと思いますので、他に何かありますか。

(奈良委員)

学校を窓口とした福祉関連機関等との連携として、「スクールソーシャルワーカーの段階的な配置」とあります。「段階的」の意味について御説明ください。段階的にではなく、計画的にとか、あるいは“必要な”をとって、学校によって活用できる体制、というような表現、また、最初から待機して必要な時に活用くださいというような言い回しにできないものか、という提案です。

(事務局)

表現としては、すでに、各校でスクールソーシャルワーカーとして活躍している方もいて、配置が済んでいる学校もある中での方向性を示しております。

(前田洋子委員)

資料 2 の 7 ページの子どもの就労支援のなかで、ひとり親家庭の子どもへの就業相談・就業講習会とあります。これに関しては、わたくしどもが親に対する就業、講座に関する懇談会を 9 月に実施しました。参加者のお母さんから、子どもも受入対象として欲しいという要望がありました。

それから、最後のページの、生活保護世帯の子どもが進学する際の支援として、子どものアルバイト代など収入から学費相当分を控除できるようになると進学しやすくなると思います。このようなことがなければ母子

家庭の子どもは、とても大学受験など考えられません。予算が伴うことがたくさんありますので、いい形で進めて頂ければと思います。

(正部家委員)

スクールソーシャルワーカーについてですが、現在、高校は6校に配置されていますが、欠員となっている地域があります。年間630時間という制限があり、正規で働きたいという人にとっては条件的に合わないということがあります。

教育的支援、生活の支援の中で関わらなければならないと思ったのは、制度で救われる人はいいけれども、どこにもつながらないケースもあります。生徒本人が安心できる学校、そして発達障害を持っている生徒さんでも安心できる、そして発達障害の子を持つお母さんたちの経済的支援に関わる中で、見えない貧困、そして見えない障害があるということを通して子どもたちの貧困にも関わればよいなと思っています。

(後藤委員長)

ありがとうございました。他にありますか。

(前田委員)

資料2の3ページに「(3) 特別支援教育」の項目があります。小学校、中学校に特別支援学級があると思います。普通学校に入っている障害児の教育に関して、以前教員の異動で特別支援学校教諭等免許を持っていない先生が、特別支援学級を受け持ったりあるいは養護学校へ行ったりという異動があったようです。いま、特別支援学級の指導を行っている先生が特別支援学校教諭等免許を持っている教員100%となっているのかどうか。また、この会議のメンバーをみますと、養護学校関係の委員がいないわけですが、それで、対応が十分できるのかどうかをお聞きしたい。

(事務局)

養護学校の教員の充足度に関しては、数値的なものはこの場ではご回答できないので、後ほど調べてご回答するという形でよろしいでしょうか。

委員の構成につきましては、やはりそれぞれの小学校長会・中学校長会、高等学校長会の各方面から推薦を受けて、すべての学級を含んだ形でのご意見が吸い上げられるようにということでの委員の選定をいたしました。

(小野委員)

特別支援学校教諭等免許ですが、特別支援学校でも全員が持っているわけではありませんが、学校教育課の施策としては、全員が特別支援学校教諭等免許を取るように免許認定講習などを受けていくことになっております。

また、スクールソーシャルワーカーの件に関しましては、昨年度は県立学校3地区3校に配置されています。今年度、3校増えて6校になっておりますので、県としてはそういった方向にあるものと考えています。

(事務局：県教育庁)

予算が絡む部分ですので、断定的なことは申し上げられませんが、増員が必要となるなかで、段階的に推進していくという方向にあります。

(小野委員)

それから、スクールソーシャルワーカーの件に関しまして、3ページの「5 生活困窮世帯等への学習支援」の5つ目、「高校中退の防止や大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図ります」という文言はいいと思うのですが、中退後のフォローを充実するためというのは、学校に在籍していない生徒に関して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは支援できないのではないのでしょうか。

(正部家委員)

中退者についての支援は、学校に配置されているスクールソーシャルワーカーではできないことになりませんが、必要性は高いと思います。県立高校で経済的にあるいは、学力がついていかず中退している生徒に、退学後の対応はできません。やはり本人たちの今後については、中退を止めるのが一番ですが中退を止められなかった場合、今後スクールソーシャルワーカーが対応できるようになるといい、ということでは議論になっています。

中退した人が数人いますが、中退後は学校側との関わりはできませんが、わたくしは社会福祉士の資格を持っているのでその部分で話し合うことはできます。どこかに繋げなければなりません、スクールソーシャルワーカーの立場としては県から委嘱を受けているので限界があります。

(事務局：県教育庁)

現状について御説明しますと、断定はできませんが、勤務場所を学校として配置していることからすると、やはり学校に所属している生徒への支援というのが第一となります。ただし、実際の動きとしてはやはり社会福祉なり、様々な機関をつなぐのがスクールソーシャルワーカーの本来的な業務かと思しますので、中退後に向けてのフォローアップは、在学中からフォローできる部分については対応が可能ではないかという趣旨では捉えています。全く関係が切れてしまったあとですと、やはり学校に所属する職員としては、なかなか対応は難しいのではないかと思います。

(正部家委員)

実際に高校を中退した事例についても、やはりソーシャルワーカーとしての役割を果たせるとなると、様々な情報交換等もできるので、望ましいと思います。

(後藤委員長)

自立援助ホームの子どもたちも、社会スキルが足りないために、就職しても人間関係にうまく慣れない、そのスキルを習得する機会がなかなかないということで長続きしないということがあります。中退した生徒に関しても、残りの高校生活で本来獲得していくようなスキルを習得しないまま社会に出なければならないといった場合には、スキルを獲得する場所を作ることが必要、という話も出ていました。

(事務局)

先程からの議論について、例えば施設に入っている子どもであれば施設で援助できるが、そこにも繋がらない子どもについて、いろいろな課題がある。あるいはスクールソーシャルワーカーの限界で、学校を中退してしまった生徒に対しては、支援の方法がないなど様々な狭間にある部分について、どのような形が望ましいのか、いま議論されていると思います。

今回の計画の中では、その部分については十分書ききれていないという思いはあります。8 ページの「5. 支援する人員の確保等」の社会的養護施設の体制整備、児童相談所相談機能強化、「児童相談所の職員や市町村要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化に取り組みます」ということで、子どもの貧困対策について様々な支援を要する場合、児童相談所が対応するほか、市町村の段階で様々な機関と連携しながら支援を構築し、組み合わせていくということが求められています。その意味で、スクールソーシャルワーカーも要保護児童対策地域協議会の構成員として今後組み入れていく形で市町村の段階で子どもたちを支援していく体制を作ることと、自立援助ホームに入所することになった場合には児童相談所に伝えて児童相談所でしかるべき措置をとる、それによりもれなく支援していくということ、この中では目指していきたいと考えております。

(石橋委員)

中退の話の件ですが、国から児童福祉法の改正に伴って、中退した人たちの就労のフォローアップは学校でやりましょうという通知が大学にきています。高校の場合も多分そうだと思います。仕組みが変化してきてい

ますので、そういうことを踏まえて考えていく必要があると思います。

(富田委員)

ハローワークを所掌しております。直近の状況ですが、青森県内の有効求人倍率はご存知のとおり 0.95 倍、1963 年の統計開始以来、県の数値は過去最高という状態になっています。この要因は、直近のリーマンショック後の状況から見ますと、求人が 7 割増で求職者は 4 割減、これが大きな要因です。また中身も、非正規の求人が多いということがこの有効求人倍率を高くしています。しかし、青森県は東北で唯一、1 倍を下回っています。

貧困対策も含め、就労支援をしていかなければならない中で、働き方の見直し、また魅力ある職場作りを進めていくということもありますが、先般、若者雇用促進法が成立・施行し、求職者の求めに応じて企業は情報を出さなければいけないという制度が来年 3 月から始まります。また、10 月からすでに始まっている若者応援企業認定制度があります。こうした取組により、職業選択時に企業の情報をより多く得るということによって、就職後の早期離職の防止、職場定着の推進につなげ、ひいては貧困の防止につなげていくことになるかと思えます。こういった様々な取組、また今回の資料の中にも資料 2 の 10 ページには、国の各種雇用助成金について記載があり、トライアル雇用奨励金は 3 ヶ月限定ですが、「おためし雇用」として月 4 万円が国から支給されます。さらに若者雇用促進法の認定企業となれば、そこではさらに 1 万円プラスで毎月 5 万円となります。

また、キャリアアップ助成金という制度もあり、非正規労働者を正規化した場合、一時金ですが 50 万円支給されます。認定企業の場合は更に 10 万円となっています。こういった情報を企業の皆様、学校の皆様、関係機関の方々を通じて広く広めていただきたいということがあります。

もう一つは、前回のお話にもありましたけれど、ハローワークの認知度は非常に高いと言うデータがありますので、ぜひともハローワークを活用いただき、様々な施策、周知にご協力できればと考えております。さきほど、若い方の社会性スキルの不足ということが指摘されておりましたが、国では求職者支援制度に基づく訓練があり、基礎コースではコミュニケーション能力を含む社会性スキル一般も付与するようなものもあります。ハローワークとしても、様々な施策・情報について県の施策も含めて PR させていただきたいと思っておりますし、ハローワークのやっていることもさらに活用し、みなさまにご協力いただければと思います。

(後藤委員長)

富田委員に聞きたいのですが、年齢的な部分でたとえば母子家庭の 20 代のお母さんが仕事を探すのと 40、50 代のお母さんが探すのとでは、違いがあるのでしょうか。

(富田委員)

細かい資料があるわけではないのですが、まず母子家庭については、希望する職種は圧倒的に事務系が多い。一方で青森県内、事務系の職種の求人は非常に少なく、総求人 20%から 30%を占めているのが介護福祉となっています。そうした中で、やむをえず非正規として就職をする方が多いのが現状といえます。少し年配の方においては、パソコンが苦手な方も年齢が上になると多くなる。そうすると、清掃関係の業務などを希望する方も多いと聞いています。

青森市のハローワークでは、マザーズコーナーを設置しており、担当者制で就職支援を行う就職重点対象者の就職率は 8 割から 8 割 5 分で実績が出ています。なお、マザーズハローワークといってもお母さんだけではなくお父さんも支援しています。

今私どもが取り組んでいるのが、求職者の掘り起こしで、特に潜在的な活躍が期待されるのが女性です。家庭に入っている女性の方であったりひとり親であったり生活保護受給者であったり、こういったところでも自立支援事業との連携を図りながらしっかり進めています。

(前田洋子委員)

母子家庭の母たちが就職するのはすごく厳しい。資格があっても、幼児や低学年の子どもをもっていると、なかなか採用にならない。企業側の理解が得られないため、資格を持っていても勤められない現状があります。企業や経営者の理解促進を図って行く必要があると考えます。また、統計を見ますと 94%のお母さんたちが働いております。それで本当に低収入という状況ですので、職員なり社員ということで雇っていただくということを、お願いしたいと思っています。

(後藤委員長)

正規雇用と非正規雇用ということでお話しがありましたが、経営的な側面から見た場合というのは、どのようなものでしょうか。

(櫻庭委員)

子育てをしながらの就労というのは、難しいということは本当によくわかります。大企業であれば託児機能を持ったり、長期の育児休業をとって復帰できる場合もありますが、中小企業というのはそこまで手が回らないというのが実態です。

むしろ 8 ページの (3) 関係民間団体の支援の部分で、ボランティアをうまく活用するような形で、早朝の勤務になっても、預けるところがある、あるいは夜遅く残業となっても子どもの預り機能がある、こうした子育て世帯が働けるよう、民間団体やボランティアを活用した形での支援が重要となってくるのではないかと思います。

勤務時間はいつも固定されているものではないので、そこをうまくサポートするような仕組みを作らないと、先ほど言ったように出産すると辞めてしまうとか、あるいはパートで低所得という選択になってしまう。キャリアを活かして働くというためには、サポートする機能が、しっかりしたものである必要があると思います。社会的に求められていることであれば、そこはどうやって仕組みを作っていくかということも、青森県として考えていく必要があるのではないかと思います。単なる情報提供をすれば、民間はやっていけるということではなく、職員、ボランティアのスタッフを集める、あるいは受け入れる施設の充実、そういうことを考えていくとどこに課題があるのかというのが整理できるのではないかと思います。男女共同参画の本来の姿であり、育児参加も可能となります。職場でも働く仕組みは、企業にだけ責任があるものではなく、お互い役割分担をしながら、しっかりと役割を果たすことができる体制を作ることが大事なのではないかと思います。

(後藤委員長)

どちらか一方ということではなく、課題を整理しながらというお話しでした。

乙山委員から、貧困に関わる近年の傾向などがありましたら参考までをお願いします。

(乙山委員)

シングルマザーや母子家庭の方について、借金が多くて生活が大変、という事例は少なく、むしろ離婚後、各種制度を活用しながら、きちんと生活設計していく方が多いように見受けられます。

養育費なども、知識があっても父親に十分な経済力がない場合など、結局取り決めても無いところからは取れないというところがあるので、弁護士としては、必要な知識を与えた上で、それを行使できる人に対して支援をしていくということで対応しています。

(篠崎委員)

青森ならではの強みというのがたくさんあると思いますので、例えば子育て環境が非常に優れている、あるいは職場と家が近い、いたずらに加熱するお受験がないなど、青森の強みにできるデータ、現状を伸ばすような視点を、計画にも反映できたらいいのではと思います。

2つ目は、計画を作るときに現状がわかっていて目指すところがある、青森県全体がどうなのか、県の貧困率はどうなのか、ダブルワークの状況はどうなのか、そういった現状をしっかりと分析して、5年後こうなっていないといけないところを、みんなが共有して取り組んでいくということ、出来る範囲の中でやれ

たらいいのではと思いました。

(後藤委員長)

最後に私の方から。8 ページ、その他の生活支援、妊娠期からの切れ目ない支援等というのがあります。例えば、地方では検診に行くのに交通費もお金がかかる。そうすると検診費用だけをバックアップすればいいのではなく、こうした輪郭の部分までも含めて考えていく必要がある。内閣府のポータルサイトもありますが、年配の方々はパソコンを扱うことは難しい。若くてもそういったアイテムを持ってない人もいるかもしれない、こうしたことまでも考えていかないと難しいのではないかと思います。

障害を持っている人たちへの対応にも同じことが言えます。保護者の方が障害のある場合、年金をはじめとする様々な行政手続きは非常に難しい。そのあたりを簡単にアクセスできるような情報提供の仕方なども必要になるのではと思います。こうしたところにも青森県の独自性を出していければと思います。

いろいろとご意見ありがとうございました。今回出されたものに関しては、事務局の方でいろいろまとめまして、次回資料として提出してください。

(事務局)

閉会にあたりまして、こどもみらい課久保課長からあいさつがあります。

(久保子どもみらい課長)

本日は、様々なご立場から有効なご提言やご意見をいただきました。本日いただいたご意見は、まとめましてさらに検討を重ねていきたいと思えます。次回、また計画案ということで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。次回は 12 月を予定しております。開催日につきましては、改めて日程を調整させていただきますのでよろしく願いいたします。